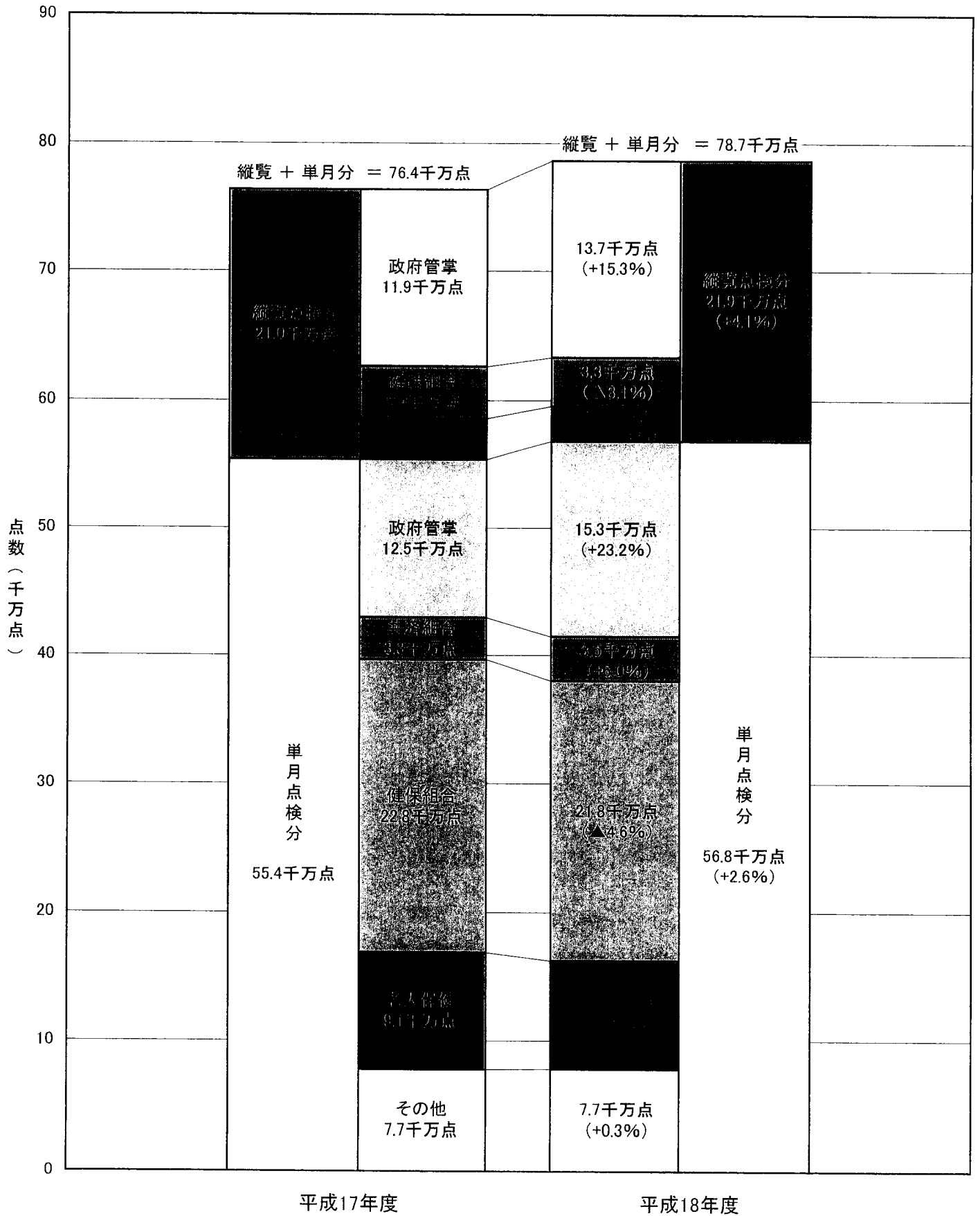


縦覧/単月点検別・管掌別再審査査定点数の比較(対前年度比)

(医科歯科計, 保険者請求分)

平成18年4月審査分～平成19年3月審査分



注1 : 平成18年度の()内の数値は、平成17年度に対する伸び率である。
 注2 : 「その他」の数値は、船員保険及びその他各法の数値である。

政府管掌健康保険におけるレセプト点検調査の現状

社会保険事務局事務センターにおいて、医療給付費の返還又は診療報酬請求額の調整を求めたレセプト件数及び金額

(単位:千件・百万円)

		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
レセプト総件数(一般分)・医療給付費 (単位:千件、億円)		321,899 (0.4%)	36,331 (▲3.5%)	319,000 (▲0.9%)	33,625 (▲7.4%)	323,676 (1.5%)	33,754 (0.4%)	341,511 (5.5%)	35,173 (4.2%)	346,408 (1.4%)	35,326 (0.4%)
政管健保一般分	資格点検	3,485 (▲0.5%)	49,558 (▲7.3%)	3,469 (▲0.5%)	46,327 (▲6.5%)	3,705 (6.8%)	47,458 (2.4%)	3,092 (▲16.5%)	41,108 (▲13.4%)	2,820 (▲8.8%)	39,134 (▲4.8%)
	外傷点検	220 (▲3.5%)	12,480 (1.5%)	229 (4.1%)	11,447 (▲8.3%)	205 (▲10.5%)	9,703 (▲15.2%)	187 (▲8.8%)	8,876 (▲8.5%)	176 (▲5.9%)	8,466 (▲4.6%)
	内容点検	908 (0.8%)	12,549 (48.1%)	905 (▲0.3%)	12,791 (1.9%)	1,084 (19.8%)	14,017 (9.6%)	1,222 (12.7%)	15,424 (10.0%)	1,409 (15.3%)	17,052 (10.6%)
	計	4,613 (▲0.4%)	74,587 (0.5%)	4,603 (▲0.2%)	70,565 (▲5.4%)	4,994 (8.5%)	71,178 (0.9%)	4,501 (▲9.9%)	65,408 (▲8.1%)	4,406 (▲2.1%)	64,652 (▲1.2%)

(注1) 括弧内は、対前年度伸び率

(注2) 端数整理により合計が一致しない場合がある

(参考)

		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
老人分	資格点検	636	25,280	648	24,861	591	22,838	463	18,853	470	19,160
	内容・外傷	355	3,546	364	4,884	339	4,799	312	4,086	305	3,811
	計	991	28,826	1,012	29,745	930	27,637	775	22,939	775	22,971

レセプト開示実施状況 (本人分)

(平成18年4月～平成19年3月末受付)

都道府県	請求者数	請求枚数	開示	部分開示	不開示	不存在	保留中(注)
北海道	23	652	618	0	0	34	0
青森県	7	66	64	0	0	2	0
岩手県	1	52	52	0	0	0	0
宮城県	11	153	136	16	0	1	0
秋田県	1	24	19	0	0	5	0
山形県	4	121	44	0	0	77	0
福島県	6	124	96	0	0	28	0
茨城県	2	72	72	0	0	0	0
栃木県	4	21	20	0	0	1	0
群馬県	5	101	87	0	0	14	0
埼玉県	16	154	135	0	0	19	0
千葉県	8	80	74	0	0	6	0
東京都	71	764	613	0	0	151	0
神奈川県	20	213	117	0	0	96	0
新潟県	5	35	35	0	0	0	0
富山県	1	101	101	0	0	0	0
石川県	9	63	60	0	0	3	0
福井県	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	7	49	46	0	0	3	0
長野県	5	163	163	0	0	0	0
岐阜県	5	29	29	0	0	0	0
静岡県	4	36	36	0	0	0	0
愛知県	27	379	368	0	0	11	0
三重県	14	63	62	0	0	1	0
滋賀県	4	57	57	0	0	0	0
京都府	22	287	282	0	0	5	0
大阪府	44	618	525	0	0	93	0
兵庫県	38	375	375	0	0	0	0
奈良県	5	60	59	0	0	1	0
和歌山県	4	134	134	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0
島根県	6	35	35	0	0	0	0
岡山県	4	17	17	0	0	0	0
広島県	11	121	121	0	0	0	0
山口県	11	118	117	0	0	1	0
徳島県	1	4	4	0	0	0	0
香川県	3	31	31	0	0	0	0
愛媛県	18	90	67	23	0	0	0
高知県	3	81	30	0	0	51	0
福岡県	20	324	321	1	0	0	2
佐賀県	1	12	12	0	0	0	0
長崎県	6	97	46	0	0	51	0
熊本県	5	39	24	0	0	15	0
大分県	3	9	9	0	0	0	0
宮崎県	4	26	26	0	0	0	0
鹿児島県	7	20	20	0	0	0	0
沖縄県	2	4	3	0	0	1	0
合計	478	6,074	5,362	40	0	670	2

(注1) 保留中とは、保険医療機関に開示についての意見を照会しているもの等をいう。

(注2) 実施状況については平成19年9月4日までに決定したものである。

レセプト開示実施状況 (遺族分)

(平成18年4月～平成19年3月末受付)

都道府県	依頼者数	依頼枚数	開示	部分開示	不開示	不存在	保留中(注)
北海道	3	99	99	0	0	0	0
青森県	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	3	44	44	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0
山形県	1	7	7	0	0	0	0
福島県	1	2	2	0	0	0	0
茨城県	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	1	3	3	0	0	0	0
埼玉県	4	15	13	0	1	1	0
千葉県	0	0	0	0	0	0	0
東京都	17	167	112	55	0	0	0
神奈川県	1	34	34	0	0	0	0
新潟県	0	0	0	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0
石川県	3	66	66	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0
長野県	1	23	23	0	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	3	13	13	0	0	0	0
愛知県	2	29	28	0	0	1	0
三重県	1	16	16	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0
京都府	4	29	29	0	0	0	0
大阪府	5	46	39	0	0	7	0
兵庫県	2	65	60	0	0	5	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0	0
広島県	1	35	35	0	0	0	0
山口県	1	12	12	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0
香川県	1	17	17	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	1	1	1	0	0	0	0
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	3	13	13	0	0	0	0
熊本県	2	37	24	0	0	13	0
大分県	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	1	4	4	0	0	0	0
鹿児島県	2	574	21	0	0	553	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0
合計	64	1,351	715	55	1	580	0

(注1)保留中とは、保険医療機関に開示についての意見を照会しているもの等をいう。

(注2)実施状況については平成19年9月4日までに決定したものである。

政管健保生活習慣病予防健診の 都道府県別受診率(平成16～18年度)

(単位:%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度		平成16年度	平成17年度	平成18年度
北海道	27.0	27.6	28.9	滋賀	33.9	35.0	36.2
青森	27.2	29.1	31.1	京都	32.3	34.5	38.5
岩手	24.2	25.9	26.7	大阪	14.9	16.4	18.0
宮城	39.8	41.6	42.7	兵庫	22.9	25.7	27.0
秋田	32.4	33.1	34.2	奈良	28.4	29.6	30.1
山形	36.9	38.1	38.6	和歌山	28.8	31.5	34.2
福島	32.9	34.5	35.9	鳥取	21.1	25.1	29.3
茨城	24.1	26.3	28.4	島根	41.4	43.8	45.1
栃木	22.3	23.5	29.2	岡山	29.3	30.6	32.2
群馬	26.3	28.3	30.6	広島	32.3	32.8	34.0
埼玉	20.9	22.8	23.7	山口	32.1	33.4	34.3
千葉	23.5	23.7	25.4	徳島	28.5	29.8	30.7
東京	22.8	25.1	27.4	香川	31.0	32.7	33.5
神奈川	27.5	28.3	30.4	愛媛	29.2	30.8	32.4
新潟	39.6	42.6	45.3	高知	42.8	44.3	46.0
富山	31.1	34.3	37.9	福岡	29.0	30.0	33.1
石川	28.0	30.6	33.4	佐賀	34.2	35.3	36.8
福井	25.9	28.2	31.7	長崎	31.4	32.5	34.7
山梨	38.8	42.1	43.8	熊本	40.5	41.5	44.2
長野	25.5	26.3	28.5	大分	42.0	43.8	45.4
岐阜	25.2	28.0	31.6	宮崎	34.2	35.2	36.4
静岡	26.3	27.7	29.8	鹿児島	22.6	25.9	28.0
愛知	23.7	24.9	26.6	沖縄	41.3	42.4	45.0
三重	39.7	41.1	41.9	合計	27.7	29.3	31.2

注) 受診率=40歳以上の健診受診者数/40歳以上の被保険者数

(財)社会保険健康事業財団の都道府県別保健師活動状況(H18年度)

都道府県	保健師数				事後指導実績				
	支部保健師	嘱託保健師	健康指導保健師	計	個別相談	集団学習	計	実施率(%)	
1	北海道	2	12	5	19	19,820	589	20,409	23.2
2	青森	2	4	7	13	12,734	124	12,858	72.0
3	岩手	1	5	7	13	11,770	716	12,486	69.5
4	宮城	2	7	8	17	14,909	615	15,524	40.6
5	秋田	1	6	5	12	11,271	1,810	13,081	73.2
6	山形	1	3	13	17	11,443	651	12,094	56.8
7	福島	2	17	4	23	23,236	1,144	24,380	66.9
8	茨城	1	3	10	14	11,437	224	11,661	46.9
9	栃木	1	5	6	12	9,293	598	9,891	51.1
10	群馬	1	2	9	12	7,776	1,343	9,119	35.4
11	埼玉	2	1	16	19	12,523	255	12,778	36.9
12	千葉	2	3	14	19	17,413	705	18,118	65.5
13	東京	3	4	26	33	20,986	296	21,282	11.2
14	神奈川	2	5	13	20	15,865	1,060	16,925	28.4
15	新潟	2	3	10	15	9,639	4,863	14,502	22.7
16	富山	1	1	10	12	6,547	159	6,706	23.5
17	石川	1	2	9	12	7,485	42	7,527	25.3
18	福井	1	2	6	9	6,783	126	6,909	40.8
19	山梨	1	3	8	12	6,894	677	7,571	43.5
20	長野	2	10	11	23	18,635	1,317	19,952	56.5
21	岐阜	1	4	11	16	12,243	1,820	14,063	46.8
22	静岡	2	3	11	16	14,716	587	15,303	34.2
23	愛知	2	6	13	21	15,532	1,581	17,113	19.0
24	三重	2	2	10	14	11,461	858	12,319	42.7
25	滋賀	1	5	8	14	11,915	267	12,182	75.8
26	京都	2	7	8	17	13,569	933	14,502	30.2
27	大阪	2	7	9	18	13,969	2,176	16,145	17.2
28	兵庫	2	6	10	18	13,071	991	14,062	22.7
29	奈良	1	4	5	10	8,080	0	8,080	72.1
30	和歌山	1	5	4	10	7,436	187	7,623	48.1
31	鳥取	1	0	10	11	7,716	412	8,128	71.0
32	島根	1	7	5	13	13,524	1,500	15,024	74.8
33	岡山	2	6	10	18	16,193	1,395	17,588	38.6
34	広島	2	9	17	28	20,397	2,258	22,655	34.6
35	山口	1	3	9	13	8,950	468	9,418	38.7
36	徳島	1	2	4	7	5,635	265	5,900	39.2
37	香川	2	8	3	13	16,500	213	16,713	66.7
38	愛媛	1	5	1	7	9,107	164	9,271	34.8
39	高知	1	4	4	9	11,154	294	11,448	35.2
40	福岡	2	15	6	23	25,008	508	25,516	27.9
41	佐賀	1	5	9	15	12,176	90	12,266	75.0
42	長崎	1	8	8	17	12,686	1,158	13,844	59.6
43	熊本	2	6	10	18	16,672	1,378	18,050	35.0
44	大分	2	5	10	17	15,501	1,103	16,604	44.3
45	宮崎	1	8	8	17	16,035	438	16,473	71.2
46	鹿児島	1	8	4	13	11,341	3,379	14,720	55.8
47	沖縄	2	5	11	18	14,106	975	15,081	54.2
	計	71	251	415	737	611,152	42,712	653,864	36.0

(注1) 嘱託保健師(雇用契約(月15日～18日稼働))、健康指導保健師(委嘱契約(月6日～14日稼働))

(注2) 事後指導実績については、指導区分「2」・「3」以外の者も含まれている。

政管健保における特定健康診査等の実施について(案)

※本資料は20年度予算概算要求時点のものであり、今後、変更となる可能性がある。

社会保険庁運営部医療保険課

1 特定健診

(1) 被保険者

① 実施方法等

- 現行と同様に、健診機関と直接契約し実施する。
 - ・ 平成19年度において全国で2,017の健診機関と契約(社会保険事務局において契約・支払)

② 健診項目及び費用負担等

- 特定健診項目 + 保険者独自の健診項目(従来の健診項目のうち特定健診項目を除く)とする。
- がんの原因は、喫煙、食生活及び運動等の生活習慣や肝炎ウイルス等の感染症などの様々なものがあり付加健診、
肝炎検査、乳・子宮がん検診については、引き続き実施するが、フォローアップ健診については廃止予定。
- 35歳以上40歳未満の健診については、現行と同様に実施予定。

③ 事業主健診データ

- 事業主健診の健診結果データの交換方法等については、今後の検討課題とする。

(2) 被扶養者

現状、被扶養者に対する健診が、市町村の実施している老人基本健康診査により行われていることから、市町村の健診実施(契約)方法を引き継ぎ、住所地の最寄りの健診機関で受診を可能とする方法とする。

① 実施方法等

- 被扶養者への受診勧奨、受診申込及び受診券の送付は事業所を通じて行う。
 - ・ 被扶養者は、健診機関窓口において、受診券のほか健康保険証を必ず提示し受診する方法とする(未資格受診防止等のため。)
- 健診機関との契約については、他の保険者とともに代表保険者(保険者協議会で決定)に契約を委託する集合契約方式とする。
- 全国規模の健診団体との契約も検討するなど、最寄りの健診機関以外の健診機関においても受診可能とする。
- 支払事務の軽減や健診結果の集約のため代行機関を活用することとし、代行機関として社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)を利用する。

② 健診項目及び費用負担等

- 健診項目は特定健診の項目とする(現在の被扶養配偶者健診については廃止する。)
- 費用負担のあり方については、今後の検討課題とする。

③ その他

- 保険者協議会での代表保険者との調整。

2 特定保健指導

(1) 被保険者

- 現行と同様に、事業所に保健師を派遣し事業所内で実施する方式を基本とする。

① 実施方法等

- 特定健診の実施結果に基づき保健指導の階層化を行い、以下の方法により指導を行う。

- a 情報提供 ⇒ すべての健診受診者に対し健診時に「健診結果の見方」等の情報を提供する
- b 動機付け支援 ⇒ 保健師による面談(20分間)または集団指導(80分間)を実施し、6ヶ月後に評価(電話)をおこなう
- c 積極的支援 ⇒ 動機付け支援の方法に加え、保健師等による電話またはメールによる6ヶ月間の継続支援を実施し、6ヶ月後に評価(電話)
- d その他支援 ⇒ 特定健診の結果による支援に該当しない者で、肝機能等の数値が、従来の指導区分「2」・「3」に該当するといった者に対して、保健指導を実施する。

② 保健指導内容及び費用負担等

- 保健指導内容(面談内容や具体的な指導方法)については、健康局が示す基準に合致したものとする。
- 費用負担のあり方については、今後の検討課題とする。

(2) 被扶養者

被扶養者に対する特定保健指導については、階層化の結果保健指導が必要な者に対して、特定保健指導の「利用券」を送付し、指定する(または地域の)特定保健指導委託機関において保健指導を受ける方法とする。

(市町村の集団指導と合同で実施するなど、市町村での保健指導スキームの活用ができないか検討する。)

① 実施方法等

- 階層化の結果指導が必要な被扶養者に対しては、健診結果に記録された住所地に直接「利用券」を送付する。
- 健診機関との契約については、他の保険者とともに代表保険者(保険者協議会で決定)に契約を委託する集合契約方式とする。
- 支払事務の軽減や指導結果の集約のため、代行機関を活用することとし、代行機関として支払基金を利用する。

② 保健指導内容及び費用負担等

- 保健指導内容(面談内容や具体的な指導方法)については、健康局が示す基準に合致したものとする。
- 費用負担のあり方については、今後の検討課題とする。

③ 契約・支払方法等

- 健診機関との契約については、他の保険者とともに代表保険者(保険者協議会で決定)に契約を委託する集合契約方式とする。

④ その他

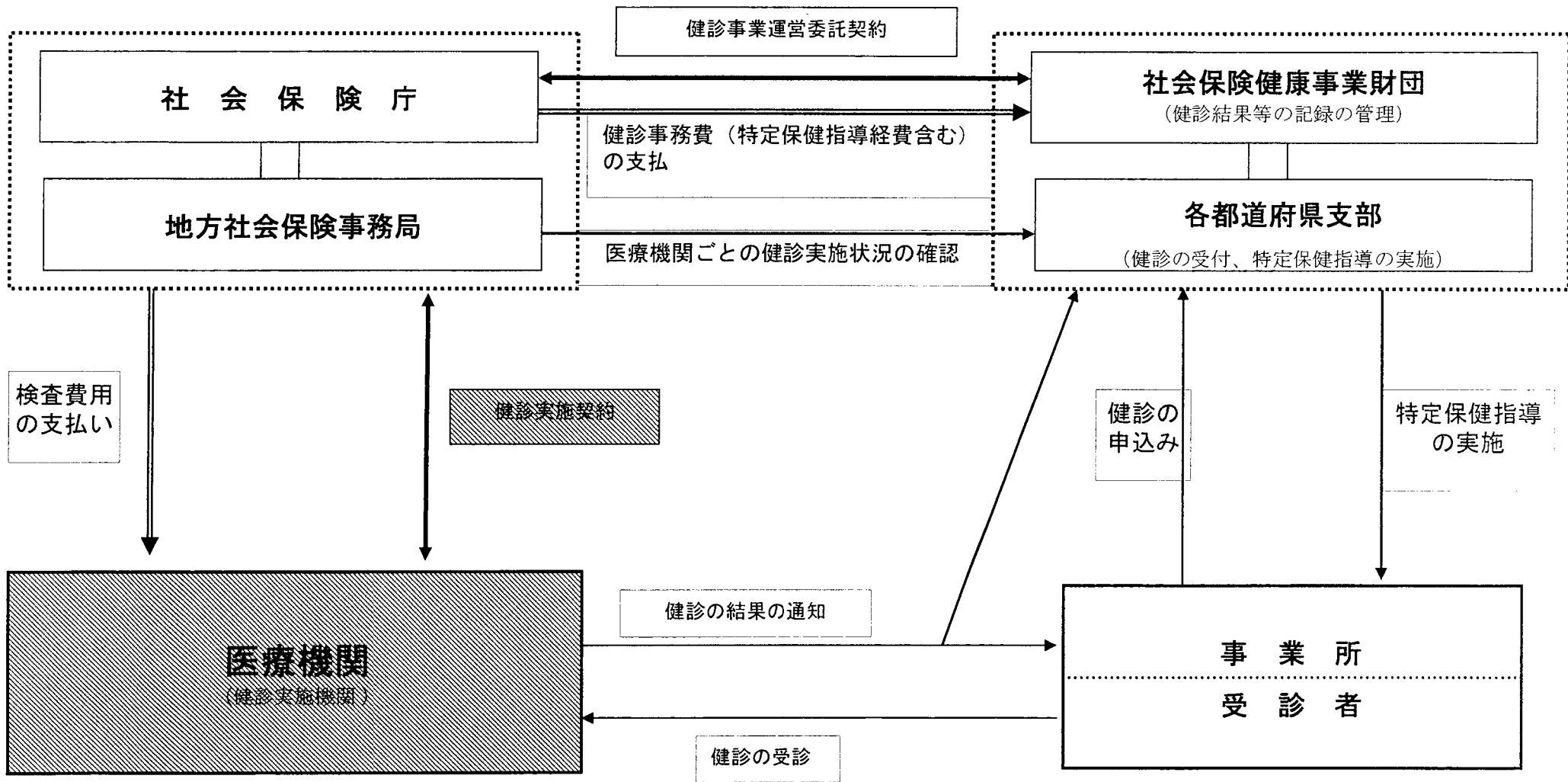
- 保険者協議会での代表保険者との調整を行う。

3 その他

- 上記の案は、平成20年4月から9月までの政管健保での事業内容について示したものである。
平成20年10月の全国健康保険協会設立以降の事業内容については、同協会の設立委員会において、平成20年度の事業計画・予算を定める中で決定されるが、政管健保の事業内容を基に御議論いただくことを想定している。
- 特定健診等実施計画(案)は9月中を目途に本庁において作成するが、都道府県事務局毎の実施のあり方については、その後の検討課題となる。

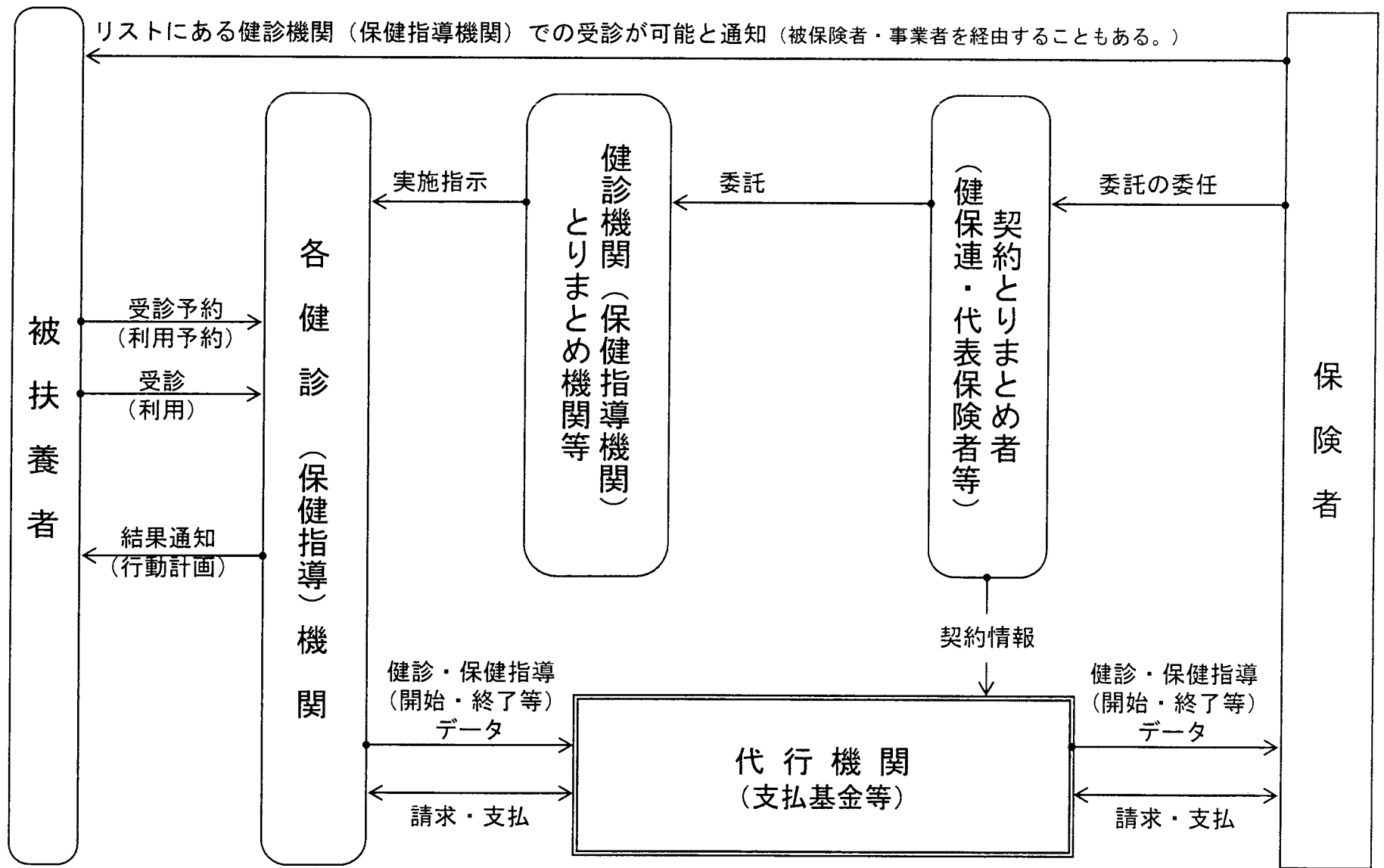
政府管掌健康保険の生活習慣病予防健診事業の流れ

※被保険者の特定健康診査等は生活習慣病予防健診事業スキームの中で実施。



政府管掌健康保険の被扶養者に関する特定健康診査等実施スキーム（案）

集合契約



※（ ）内は原則として特定保健指導関連のスキームである。

平成20年4月からの政管健保生活習慣病予防健診検査項目(案)対比表

・特定健診の検査項目については、「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)(平成19年4月)」による。
 ・労働安全衛生法による定期健康診断の検査項目については、「第27回労働政策審議会安全衛生分科会」(平成19年4月2日)資料による。

			政管健保(案)		特定健診	(参 考)
			一般	付加		労働安全衛生(案) 定期健康診断
診 察	質 問(問 診)	計	○		○	○
		身長	○		○	□
	測	体重	○		○	○
		肥満度・標準体重	○		○	○
		腹囲	○		○	■※
視 力	○		○	○		
等	聴 力	○		○	○	
	胸部X線診・腹部触診	○		○	○	
	血圧(座位)	○		○	○	
脂 質	総コレステロール定量	○		○		
	中性脂肪	○		○	■	
	HDL-コレステロール	○		○	■	
	LDL-コレステロール	○		○	■	
肝	GOT	○		○	■	
	GPT	○		○	■	
	γ-GTP	○		○	■	
	ALP	○		○	■	
機 能	総蛋白		○			
	アルブミン		○			
	総ビリルビン		○			
	LDH		○			
	アミラーゼ		○			
代 謝 系	空腹時血糖	○		■1	■1	
	尿 糖 半定量	○		○	○	
	血清尿酸	○				
	ヘモグロビンA1C	○		■1	■1	
血 液 一 般	ヘマトクリット値	○		□	■	
	血色素測定	○		□	■	
	赤血球数	○		□	■	
	白血球数	○				
	血小板・血液像		○			
尿 ・ 腎 機 能	尿蛋白 半定量	○		○	○	
	潜 血	○				
	尿沈渣		○			
	血清クレアチニン	○				
呼 吸	肺活量		○			
	1秒量・1秒率		○			
心 機 能	12誘導心電図	○		□	■	
肺	胸部X線	○			○	
	喀痰細胞診				□	
胃	胃部X線	○				
	胃内視鏡	□				
大 腸	直腸検査	□				
	免疫学的便潜血検査	○				
眼 底 検 査			○	□		
腹 部 超 音 波			○			

(参 考)

感染症	HBs抗原	●			
	HCV抗体	●			
子宮頸がん(スメア方式)		△			
子宮体がん(細胞診)					
乳 が ん	視診・触診	△			
	X線				
歯周疾患健診		△			
骨粗鬆症健診					

※1. 検査項目のうち、網掛けの項目については、追加もしくは必須から選択になった検査項目である。

※2. 政管健保の検査項目のうち、太枠の項目については保険者(政管健保)が独自に実施する検査項目である。

○… 必須項目

△… 受診者の希望に基づき選択的に実施する項目

□… 医師の判断に基づき選択的に実施する項目

●… 35以上から各5歳きざみ毎で70歳まで(過去に当該検査を受けたことがない者)

●1… 40歳以上から各5歳きざみ毎で70歳まで(過去に当該検査を受けたことがない者)

■… 35歳及び40歳以上の者については必須項目、それ以外のものについては

医師の判断に基づき選択的に実施する項目

■※… 35歳及び40歳以上の者については必須項目、40歳未満の者(35歳の者を除く)、妊娠中の女性その他の者であって腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断された者、BMIが20未満の者及び自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが22未満である者に限る。)については、医師の判断に基づき選択的に実施する項目

■1… いずれかの項目の実施で可

*… 一般財源化されているが、指針等を策定している項目